

介護報酬の再改定を求める意見書

平成27年4月より実施された介護報酬は、介護サービスの充実にプラス0.56%、処遇改善プラス1.65%を除くとマイナス4.48%の大幅なマイナス改定となりました。

施設関係では特別養護老人ホームが基本報酬で5%を超える引き下げ幅となり、小規模デイサービスでは約10%、予防通所介護・予防通所リハビリに至っては20%を超えるマイナス改定となっており、事業の継続が困難になるほどの下げ幅となっています。

全国各地では、「採算」の合わない事業所が出てくるおそれがあり、地域によっては介護報酬の引き下げが住民から介護サービスを奪う事態となっています。

厚生労働省は、今回の大幅切り下げの理由として「社会福祉法人の内部留保」を挙げていますが、地域住民の介護を守るほとんどの介護事業者は、改定前の介護報酬のなかでさえ、内部留保どころか介護労働者の賃金確保で精いっぱい状況です。都市部で利益を上げる一握りの事業者を例に挙げ、「介護は儲かっている」との判断は誤りであり、広大な過疎地を抱える北海道では利用者確保も難しく事業所の撤退が懸念され、訪問看護などいくつかのサービスが利用できない自治体もあります。

また、処遇改善加算は介護職だけを対象にしていますが、介護現場には看護師・ケアマネージャー・事務職・リハビリ技師・調理職など多様な職種が働いています。介護職場全体のバランスの取れた「処遇改善」には、加算ではなく介護報酬自体の引上げが必要です。

国が「医療介護総合法」のなかで、介護保険制度の運営自体を自治体に丸投げしようとするなか、住民の介護を守り、地域の介護資源を維持させるためには、介護経営の維持と、確保が困難である介護労働者の大幅な処遇改善が実施可能な、利用者負担に抛らない介護報酬の「大幅プラス改定」での見直しが不可欠となっています。

以上の実態を踏まえ、早期に誰もが安心して利用できる介護制度の実現を基本にした、介護報酬の見直しが必要です。

上記の趣旨から、以下の事項について要望します。

1. 早期に介護職員等の処遇改善を含め、実効性ある人材確保のための対策を講じ、介護報酬のマイナス改定を見直すことを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年 3月14日

留 萌 市 議 会

内閣総理大臣	安倍	晋三	様
厚生労働大臣	塩崎	恭久	様
財務大臣	麻生	太郎	様
総務大臣	高市	早苗	様